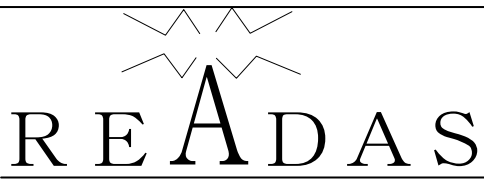


第 5318 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 9月29日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 雑損控除の取扱いが改正に

Q：雑損控除の取扱いが改正になったそうですが、どのようになったのですか？

A：特定大規模災害も雑損控除の対象になりました。

【解説】

雑損控除とは、災害又は盗難もしくは横領によって資産に損害を蒙った場合や災害に関連してやむを得ない支出をした場合に一定の所得控除を認めてくれるという制度で、災害により住宅家財等が損壊し又はその価値が減少した場合その他災害によりその住宅家財等を使用することが困難となった場合において、その災害のやんだ日の翌日から1年を経過した日（大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、3年を経過した日）の前日までにした次の支出などが対象になります。

- ①災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための支出
- ②住宅家財等の原状回復のための支出
- ③住宅家財等の損壊又はその価値の減少を防止するための支出

この度、この大規模な災害の意義が通達に新設され、大規模災害からの復興に関する法律に規定する「特定大規模災害」もこれに該当することが明らかにされました。

特定大規模災害とは、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、その非常災害に係る災害対策基本法に基づく緊急災害対策本部が設定されたものをいいます。

